



窓、壁等と一体となった太陽光発電の 導入加速化支援事業

設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業

※動画作成時の情報であり、公募時には変更となる可能性がありますので、最新情報は執行団体HP等にてご確認ください



1. 事業の目的・概要
2. 公募する事業の対象
3. 補助内容の概要
4. 事業実施のスケジュール
5. 応募時の注意事項



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地域共生型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

- 再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、設置場所の特性に応じた太陽光発電設備の導入・価格低減を促進する。

2. 事業内容

① 地域共生型の太陽光発電設備の導入促進事業（補助率1/2）

生物多様性等の自然環境にも配慮し、営農地・水面等を活用した太陽光発電について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。

② 建物等における太陽光発電の新たな設置手法活用事業（補助額 8 万円/kW）

駐車場を活用した太陽光発電設備（ソーラーカーポート等）及び充電設備について、設備等導入の支援を行う。

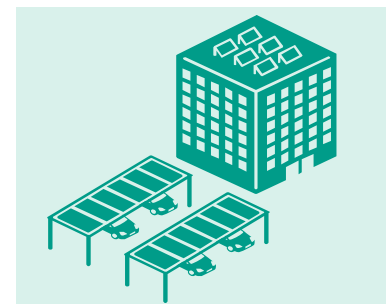
③ 窓、壁等と一体となった太陽光発電の導入加速化支援事業（補助率3/5、1/2）

住宅・建築物の再エネポテンシャルを最大限引き出し、太陽光発電設備の導入を促進するため、窓、壁等の建材と一体型の太陽光発電設備の導入を支援する。

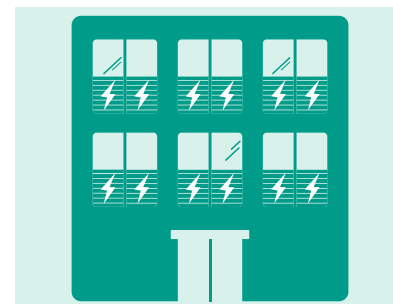
3. 事業スキーム

- 事業形態 ①～③間接補助事業（1/2、3/5、定額）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 ①②③ 令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ



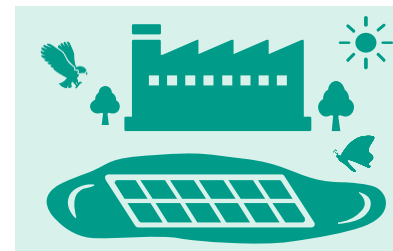
駐車場太陽光（ソーラーカーポート）



建材一体型太陽光



営農型太陽光（ソーラーシェアリング）



水面型太陽光

※①コスト要件

本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

2. 公募する事業の対象

- 本事業は、**新築又は既築の建築物に窓、壁等と一体となった太陽光発電設備（建材一体型太陽光発電設備）の導入を行う事業**を補助の対象とします。

対象設備

窓と一体となった 太陽光発電設備

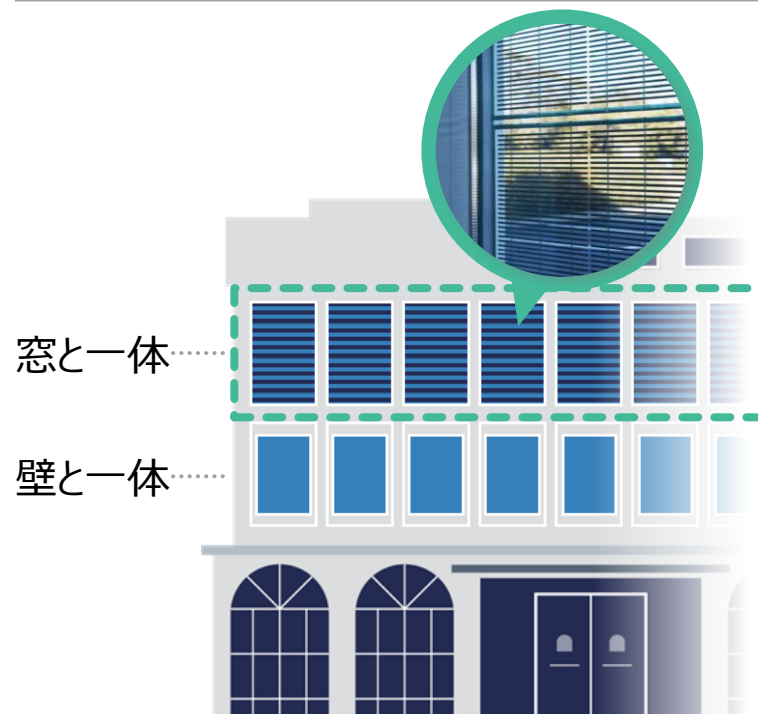
設備要件

- 建材としての機能を有す
- 断熱性能 (Uw値) が3.5以下かつ透過率 (開口率) が50%以上

壁等と一体となった 太陽光発電設備

- 建材としての機能を有す
- 断熱性能 (Uw値) が3.5より大きい
または透過率 (開口率) が50%未満

導入事例



3. 補助内容の概要

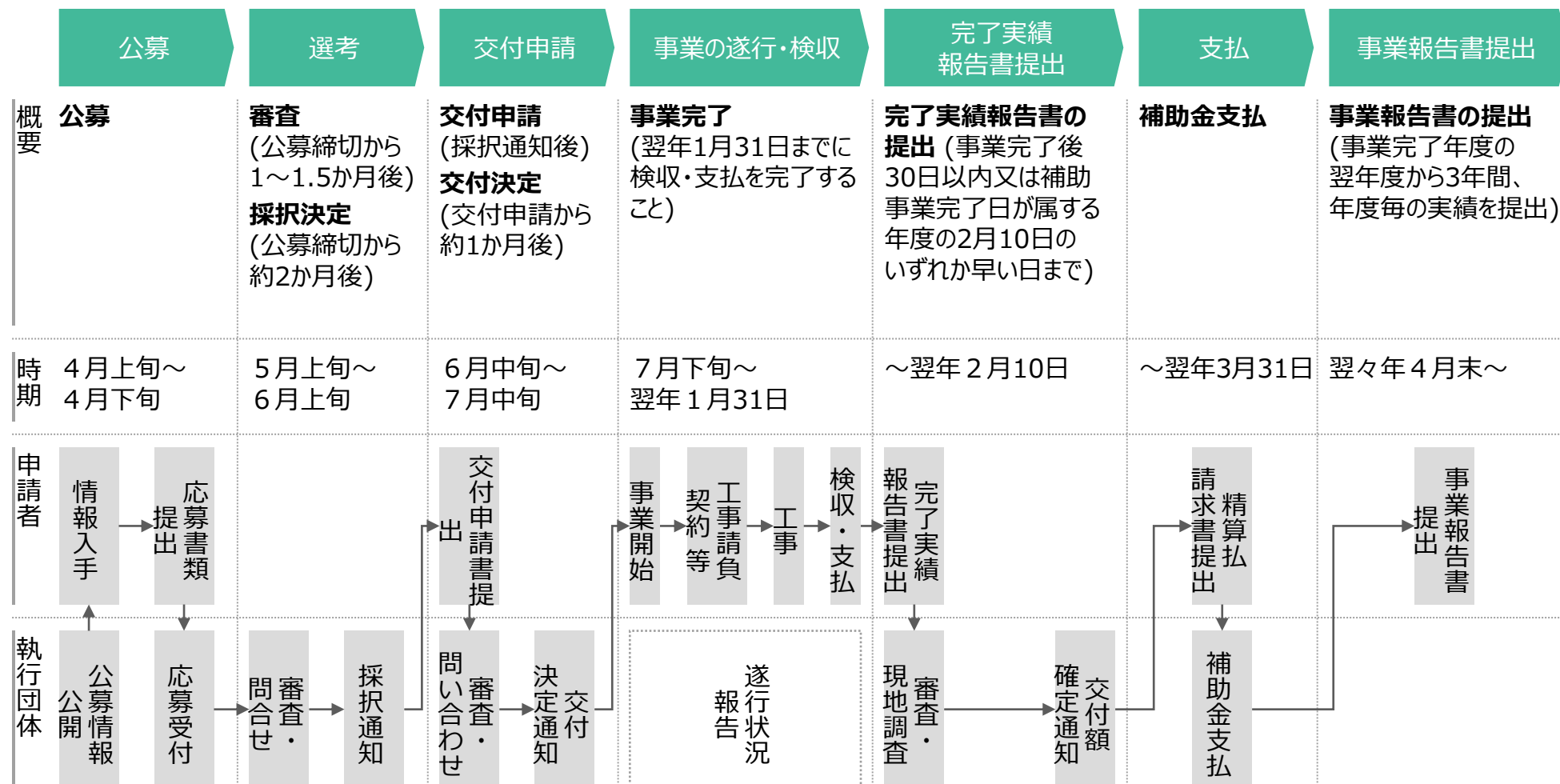
- 本事業は、以下の設備導入に直接必要となる**工事費、設備費、業務費、及び事務費**を補助の対象とします。また、太陽光発電設備の導入場所が窓か壁かに応じて、補助条件が異なります。

	補助対象	補助率	補助上限額	補助事業期間
窓と一体となった太陽光発電設備	a 普及の初期段階にある再生可能エネルギーに関する新技術や製品のうち窓ガラスと一体となった太陽光パネル	3/5	5,000万円 ※1	3年
	b 基礎			
	c 接続箱			
	d パワーコンディショナ			
	e 配線			
	f その他執行団体等が必要と認める設備			
壁等と一体となった太陽光発電設備	a 普及の初期段階にある再生可能エネルギーに関する新技術や製品のうち壁材等と一体となった太陽光パネル	1/2	3,000万円 ※1	3年
	b 基礎			
	c 接続箱			
	d パワーコンディショナ			
	e 配線			
	f その他執行団体等が必要と認める設備			

※1: 複数年度の場合は1年当たりの上限額

4. 事業実施のスケジュール

■ 大まかな事業の流れは、以下になります。



5. 応募時の注意事項

- 補助対象事業に関するお問い合わせや申請間違いが増えております。以下の事項に加え、公募要領の対象箇所やQ&A集もご確認ください。

補助対象事業の要件について（一部抜粋）

発電容量の要件	設置する建材一体型太陽光発電設備の 発電容量の合計が3kW以上 である必要があります
自家消費要件	発電した電気の供給先が同一敷地内 の施設である必要があります（当該施設から電力系統に逆潮流しないこと）
停電時の 電力供給要件	停電時に電力供給可能とするシステム構成 とする必要があります
自己託送に関する 要件	自己託送は認められません

5. 応募時の注意事項

- 補助対象設備及び経費に関するお問合せや申請間違いが多くなっております。以下の事項に加え、公募要領の対象箇所やQ&A集を併せてご確認ください。

補助対象設備について

- 本事業で補助対象となる太陽光パネルは、**普及の初期段階にある再生可能エネルギーに関する新技術や製品のうち窓ガラスや壁材等と一体となった太陽光パネル**に限定されます

○ 補助対象 (例)

- 製品そのものが建築基準法等に該当する窓や壁等の機能をもった太陽光パネル

✕ 補助対象外 (例)

- 壁に通常の太陽光パネルを設置するもの
- 従来の屋根一体型太陽光パネル

補助対象経費について

- 本事業を実施するうえで必要不可欠な**工事費・設備費・業務費・事務費**のみが補助対象経費となります

○ 補助対象 (例)

本事業を行うために必要な経費

- 工事費 (本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)
- 設備費
- 業務費
- 事務費

✕ 補助対象外 (例)

- 消耗品費
- 用地の確保に要する経費
- 建屋の建設費用
- 事故・災害の処理に要する経費
- 既存設備等の撤去費・処分費・残土処分費
- 各種申請費用 (建築確認・系統連系・消防 等)
- 工事会社等への振込手数料

5. 応募時の注意事項

- 計画・準備が不十分なために事業が頓挫するケースが発生しております。また、利益等排除の証明に関するお問合せや申請間違いが多くなっております。以下の事項に加え、公募要領の対象箇所やQ&A集もご確認ください。

事業遂行に向けた 計画・準備	交付決定後でなければ設備導入工事を着工できないため、 事業実施と公募のタイミングを十分に調整する 必要があります
-------------------	---

自社調達等を行う 場合の利益等 排除の証明	本事業では、補助対象経費に補助事業者の自社製品調達に関わる経費が含まれる場合、補助事業者自身の利益を補助対象経費に含めることは補助金交付の趣旨にそぐわないと考えます そのため、自社から調達を行う場合は、製造原価等の原価を補助対象経費として計上してください 製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合がありますので、その際は根拠となる資料をご提出ください
-----------------------------	---

